



マチロ

公式 X
(旧 Twitter)

公式
LINE



●発行 八街市
●編集 総務部秘書広報課
●発行日 毎月 1 日・15 日
〒289-1192
千葉県八街市八街ほ35番地29
☎ (043) 443-1111
FAX (043) 444-0815
ホームページ
<https://www.city.yachimata.lg.jp/>

人口の動き 1月 1 日現在 人口 66,392 人 (前月比 - 19 人) 男 34,251 人 女 32,141 人 世帯数 33,839 世帯

記号の見方 時日時場会場内内容対象定定員費費用申申し込み締め切り持ち物問問い合わせ

FAX
444-0815

確定申告・市県民税申告のお知らせ

申告書は期限内に提出してください

申告書は、市県民税や国民健康保険税、介護保険料などを算定するための基礎資料になります。申告が必要な方が未申告の場合、税証明の発行ができませんので、期限内に申告をしてください。

申告会場の混雑緩和のためご協力をお願いします

○郵送での提出先

確定申告書

〒262-8507

千葉市花見川区武石町1丁目520番地
東京国税局業務センター千葉西分室



市県民税申告書

〒289-1192

八街市八街ほ35番地29
八街市役所課税課

国税庁
ホームページ

○国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」

パソコンまたはスマートフォンを使用して、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で金額などを入力すると自動で確定申告書が作成できます。作成した申告書は、印刷して書面で提出できるほか、「e-Tax」での電子申告でも提出可能です。

確定申告が必要な方の例

- 営業、農業、不動産所得などがあり、計算の結果、納税となる。
- 給与または公的年金の収入があり、給与または公的年金以外の所得が20万円を超える。
- 2カ所以上から給与を受給している。

市県民税の申告が必要な方の例

- 令和8年1月1日現在、市内在住の方で確定申告が必要でも、令和7年中に次に該当する方は、市県民税の申告をする必要があります。
- 所得が給与所得のみで、勤務先が市役所に給与支払報告書を提出していない。
 - 確定申告は必要ないが、市県民税で各種控除を受ける。(医療費控除の追加、扶養控除の追加など)
 - 非課税の所得(障害年金、遺族年金など)のみで生計を立てていた。
 - 所得がなく、誰の扶養にもなっていない、または別世帯、市外の方の扶養になっている。

成田税務署の申告受付期間・会場

成田税務署では、イオンモール成田などにおいて「令和7年分の所得税及び復興特別所得税」「個人事業者の消費税及び地方消費税」「贈与税」の申告書作成および提出ができます。申告会場に入場するには、国税庁公式LINEによる事前予約が必要です。国税庁公式アカウントを友だち追加し、手続きをしてください。



国税庁
公式 LINE

申告期間・会場

○2月16日(月)～3月16日(月)
(土曜・日曜日、祝日を除く)

受付 午前9時～午後4時

会場 イオンモール成田2階イオンホール

○3月1日(日)

受付 午前8時30分～午後4時

相談 午前9時～午後5時

会場 千葉西税務署

(千葉市花見川区武石町1丁目520番地)

問 成田税務署

☎ 0476-28-5151

<八街市役所の申告受付期間・会場>

市役所では、「市県民税」の申告と「令和7年分の所得税及び復興特別所得税」の簡易な確定申告相談を受け付けます。混雑回避のため、当日会場で番号札を配布するほか、八街市公式LINEで事前に予約ができます。



八街市
公式 LINE

申告期間・会場

2月16日(月)～3月16日(月)

(土曜・日曜日、祝日を除きますが、
3月15日(日)は受け付けします)

開場 午前8時45分

受付 午前9時～正午・午後1時～3時

(提出または相談は午後4時まで)

※混雑状況により午後3時の受付終了時間前でも、受付を終了する場合があります。

会場 市役所第4庁舎1階第4会議室

八街市役所では相談できない内容

(成田税務署で申告する内容)

今年から市役所申告会場で相談可能な内容に一部変更があり、「事業(営業等・農業)所得、不動産所得、配当所得」がある方、「住宅借入金等特別控除」を受ける方は市役所で相談することができません。

ご理解とご協力をお願いします。

※成田税務署で申告する内容であっても、完成した申告書については、市役所申告会場で提出することはできます。

○事業(営業等・農業)所得、不動産所得および配当所得(総合課税を含む)の申告

○分離課税を含む申告(土地・建物、株式などの譲渡所得、退職所得、先物取引に係る所得、配当所得や利子所得などの分離課税となる所得の申告)

○総合課税となる譲渡所得(ゴルフ会員権、機械など)や山林所得の申告

○災害や盗難などの被害による雑損控除・災害減免の申告

○住宅借入金等特別控除、特定増改築等住宅借入金等特別控除などの申告(年末調整で特別控除を申告済みの源泉徴収票をお持ちの方は相談可能)

○令和6年分以前の申告

○準確定申告

○贈与税、消費税、相続税など、所得税または市県民税以外の申告

○このほか複雑な内容の申告

お持ちいただくもの

- ・源泉徴収票や控除証明書など申告書作成に必要な書類
- ・マイナンバーカード(お持ちでない場合は本人確認書類とマイナンバーが分かる書類)
- ・通帳やキャッシュカードなど(所得税が還付になる方)
- ・前年の申告書(お持ちの方)

来場前にご用意ください

来場する前に、書類を確認してください。書類が整っていないと受け付けできない場合があります。

医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書」を事前に作成してください。

問 課税課

☎ 443-1116